

(第4回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 2 月 1 3 日
契 約 業 者 名	清水建設（株） 四国支店
契 約 業 者 の 住 所	香川県高松市寿町 2 - 4 - 5
工 事 の 名 称	令和 3 - 6 年度 徳島河川国道事務所庁舎建築工事
工 事 場 所	徳島県徳島市上吉野町 3 丁目 3 5
工 事 種 別	建築工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	①庁舎 新築 1 棟 鉄筋コンクリート造、地上 6 階建て 建築面積 8 0 3 . 3 9 m ² 延べ面積 3 , 4 9 2 . 9 0 m ² ②防災センター 改修 1 棟 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て 延べ面積 1 , 0 3 2 . 1 5 m ² ③自転車置場 1 鉄筋コンクリート造、一部木造 平屋建て 建築面積、延べ面積 2 1 . 3 8 m ² ④自転車置場 2 鉄筋コンクリート造、一部木造 平屋建て 建築面積、延べ面積 2 4 . 0 0 m ² ⑤既存建物解体 既存庁舎 解体 1 棟 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て
工 期 (自)	令和 3 年 1 0 月 2 3 日
工 期 (至)	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 , 6 2 7 , 4 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 6 , 2 1 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 , 6 3 3 , 6 6 5 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	工事請負契約書第 2 6 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について

(第3回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和 6 年 1 1 月 2 1 日
契 約 業 者 名	清水建設（株） 四国支店
契 約 業 者 の 住 所	香川県高松市寿町 2 - 4 - 5
工 事 の 名 称	令和 3 - 6 年度 徳島河川国道事務所庁舎建築工事
工 事 場 所	徳島県徳島市上吉野町 3 丁目 3 5
工 事 種 別	建築工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	①庁舎 新築 1 棟 鉄筋コンクリート造、地上 6 階建て 建築面積 8 0 3 . 3 9 m ² 延べ面積 3 , 4 9 2 . 9 0 m ² ②防災センター 改修 1 棟 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て 延べ面積 1 , 0 3 2 . 1 5 m ² ③自転車置場 1 鉄筋コンクリート造、一部木造 平屋建て 建築面積、延べ面積 2 1 . 3 8 m ² ④自転車置場 2 鉄筋コンクリート造、一部木造 平屋建て 建築面積、延べ面積 2 4 . 0 0 m ² ⑤既存建物解体 既存庁舎 解体 1 棟 鉄筋コンクリート造、地上 4 階建て
工 期 (自)	令和 3 年 1 0 月 2 3 日
工 期 (至)	令和 7 年 2 月 2 8 日
変 更 前 の 契 約 金 額	1 , 6 1 4 , 2 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 金 額	+ 1 3 , 2 0 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 後 の 契 約 金 額	1 , 6 2 7 , 4 5 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変 更 理 由	本工事は、令和3年10月22日付けで、清水建設株式会社と契約を締結し、現在鋭意施工中であるが、当初の契約内容を施工するうえで、工事発注後に明らかになった下記理由のとおり、本工事で施工することが必須であることから変更するものである。1. 外壁タイル改修工において、防災センターと渡り廊下取り合い施工時に防災センター外壁部のタイル下地に浮きが確認された。放置しておくとなタイルが落下する危険性があるため、外壁部の打診検査及びタイル下地浮き部の改修工を追加する。2. 外構工において、敷地出入口部に昇降式車止め(13箇所)を設置する設計であったが、事務所管理運用上、出入口を機能的に封鎖できるアコーディオン門扉に変更する。3. 防水改修工において、既設車庫の屋上シート防水に浮きや破れが生じており、車庫内への漏水の痕跡もあるため、屋上シート防水の更新を追加する。4. 現場取り合わせ精算精査(交通誘導員、精算)(減)。5. 工期は元設計書とおりとする。(令和7年2月28日まで)